

仕 様 書

作 成 年 月 日

令和4年6月30日

| | |
|-----|-----------------|
| 件 名 | 厚生センターWi-Fi設置役務 |
| 部隊名 | 北海道補給処総務部 |
| 担当者 | 原田 2尉 |

1 適用範囲

本仕様書は島松駐屯地において実施する「厚生センターWi-Fi設置役務」について必要な事項を記載する。

2 役務内容

(1) 場所：島松駐屯地厚生センター（恵庭市西島松308）

(2) 役務内容：無線LAN「Wi-Fi」環境の構築

(3) 通信機器

ア 光回線契約（初期設置費含む）：フレッツ光ネクスト同等品以上 1式

イ ルーター：ヤマハルーター-NVR510同等品以上 1台

ウ LANケーブル 1式

アクセスポイント機器は以下の機能を満たすこと。

| | |
|----------|--|
| 使用周波数 | 2.4GHz及び5GHz帯に対応 |
| 無線LAN規格 | IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax |
| 暗号化規格 | 暗号化方式「WPA2」以上 ※政府機関等の対策基準策定ガイドライン推奨 |
| 同時接続端末台数 | 100台まで |
| 利用状況確認機能 | 通信量などの詳細な利用状況を常時確認可能 |
| 動作保障環境 | 温度：0～40℃ 湿度：10～85% |

エ 発注者が指定する固有のSSID及びパスワードを設定できること。

(4) 毎月使用料

ア 光回線：フレッツ光ネクストギガファミリー同等品以上 1回線

イ Wi-Fi：ギガらくハイエンド6プラン同等以上 1契約

ウ プロバイダ 1契約

3 セキュリティ

「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年7月25日内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）」に基づき必要な対策を講じること。

4 疑義

本仕様書に明記の無いとき、又は疑いを生じた時には全て監督官と協議するものとする。

5 保証

完了後、1年以内に設置機器に異常が生じた場合は、無償で修理すること。

6 完成検査

検査は、検査官立会いの上、機能検査を実施し合格を得て完了とする。

7 その他

不明な点は、担当者と調整する。

8 設置個所 (厚生センター平面図)

